

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

水素ステーション整備促進のための規制緩和

提案団体

愛知県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。また、貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。これらの規制などを緩和すること

具体的な支障事例

【制度改正の必要性】

本県は、平成27年12月に「あいち産業労働ビジョン2016-2020」を策定し、今後、次世代自動車・水素社会の普及啓発を図ることとしている。

【支障事例等】

水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションについては、許可を受けた事業所の従業員が充填を行うこととなっているためセルフ充填ができない。本県では県庁敷地内において、平成27年9月10日から、民間事業者の協力により、「愛知県庁移動式水素ステーション」の運用を開始しており、水素ステーションでは水素社会の普及啓発のために、見学者を受け入れている(平成28年4月30日現在、累計4,018人)。見学者から、「水素はセルフ充填が認められないほど危険なものなのか。」との質問が寄せられることがあり、セルフ充填が認められていないことが水素社会の普及啓発のための支障となっている。

【支障事例等】

水素ステーションの整備・運営コストは高額であり、採算性の確保が課題となっているところ、水素ステーションの設置にあたり、現行法規では、水素の貯槽等を地盤面下に設置する場合においても敷地境界との距離規制の緩和が認められていない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

整備・運営コストの削減は、以下の効果をもたらす。

- ・新規参入事業者の増加により、水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。
- ・水素料金の低減につながり、FCVユーザーにとってメリットが増大し、FCV普及が加速する。
- ・敷地境界との距離規制を緩和することにより、敷地に余裕のない都心部でも水素ステーションの円滑な整備を一層促進することができる。

根拠法令等

高圧ガス保安法5条、一般高圧ガス保安規則7条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、神奈川県、名古屋市、豊田市

—

各府省からの第1次回答

水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し結論をえた上でセルフスタンドを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画（平成27年6月30日閣議決定）において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとされている。

高圧ガス設備の敷地境界との距離については、所定の距離を設けるか、これと同等の措置を講ずることを認めているため、距離の短縮は可能である。高圧ガス設備を地盤面下に設置することも「同等の措置」として認めることは可能であると考えられる。なお、高圧ガス設備を地盤面下に設ける場合の技術基準を今年度中に整備する予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の速やかな実現に向けて積極的な検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案団体の提案の実現に向けて検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

—

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容

6【経済産業省】

(2) 高圧ガス保安法（昭26法204）

圧縮水素スタンドに対して都道府県知事が行う高圧ガスの製造の許可（5条）については、省令を改正し、地盤面下に高圧ガス設備を設置する場合の基準を整備することにより、地盤面下への高圧ガス設備の設置が、高圧ガス施設の敷地境界との距離の確保と同等の措置として認められることを平成28年中に明確化する。

[措置済み（容器保安規則等の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第105号））]

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

214

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

屋内における FCFL への水素充填を可能とする規制緩和

提案団体

徳島県、鳥取県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

FCフォークリフトに係る屋内水素ディスペンサー設置基準の緩和を図ること。

具体的な支障事例

FCフォークリフト導入の可能性については、クリーンな環境下での作業を必要とする食品、精密機械等を取り扱う物流倉庫等を有する事業者にとって、屋内充電が可能であることが FC フォークリフト導入のための必須事項となっているが、現行法上、水素スタンドのディスペンサーの上部は、水素が滞留しないような構造とすることが求められることから、実質、屋内での水素充電は不可能となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

FCフォークリフト屋内充電が可能となれば、外部との往来が不要となり、衛生環境の保全の確保、作業効率の向上やコストダウンが期待できる。また、多種多様な業種への展開も期待される。

根拠法令等

高圧ガス保安法 5 条、一般高圧ガス保安規則 7 条の 3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、豊田市

—

各府省からの第 1 次回答

高圧ガス保安法では、ディスペンサーを屋内に設置できないとする規定はないため、技術基準上は圧縮水素が漏洩したときに滞留しないような構造であることを求めている。
「滞留しない構造」については、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」において、例示基準として例示しているので参照いただきたい。
また、例示基準に基づかない場合について、高圧ガス保安協会による事前評価を受け、その評価書を事業者の許可申請書に添付頂く方法もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「滞留しない構造」については、「一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について」において、例示基準が示されている。

お示ししていただいたとおり、高圧ガス保安協会による事前評価を受けるといった手法があることは認識しているが、今後、本県において、屋内に設置したいという事業者が現れ、高圧ガス保安法許認可権者に具体的な相談があり、その内容が例示基準に適合しているかどうかの判断に苦慮するケースも考えられる。については、より具体的なケースを想定した基準の明確化をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】
事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求める。
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案団体の提案の実現に向けて検討を求める。
なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】
事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

各府省からの第2次回答

高圧ガス保安法の技術基準は性能規定化されており、許可の権限は都道府県にある。

水素スタンドの設備を屋内に設置することは特殊な事例であることから、更にこれを具体化したケースを想定し基準として示すことは適当ではないと考える。今後屋内に設置したいという事業者が現れ相談があった場合の対応に苦慮することを懸念されているとのことだが、まずは、現行の技術基準や例示基準に照らして判断いただきたい。

なお、例示基準は、性能規定化された技術基準に適合している例を示しているものであり、技術基準を満たす内容は例示基準に限定されるものではない。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

215

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

FCV 及び FCFL への水素セルフ充填を可能とする規制緩和

提案団体

徳島県、大阪府、兵庫県、鳥取県、堺市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

FCV及びFCフォークリフトへの水素セルフ充てんを可能とすること。

具体的な支障事例

水素の充てんは、高圧ガス保安法に規定する「高圧ガスの製造」に該当するため、事業者は安全を保つため、充填作業を行う際には保安統括者による監督が必要であることから、FCVドライバーやFCフォークリフト作業者が、セルフ充てんを行うことはできない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

水素ステーションの運営コスト(立会者の人件費等)の削減に繋がるとともに、FCVドライバーの利便性の向上を図ることができる。

また、物流倉庫等においては、FCフォークリフト作業によるセルフ充てんを可能とすることにより、最大限の作業効果を発揮することができる。

根拠法令等

高圧ガス保安法 5 条、一般高圧ガス保安規則 64 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

神奈川県、愛知県、豊田市、大阪市、香川県

○本県でもFCフォークリフトの導入を希望する業者にヒアリングしたところ、事業所内におけるFCフォークリフト作業による水素充填が認められていないため、運営コストが高くなることから、同様の措置を求めるとの意見があった。

各府省からの第1次回答

水素スタンドにおけるセルフ充填については、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し結論をえた上でセルフスタンドを可能とすることとしている。なお、セルフ充填については規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

今年度中に、燃料電池フォークリフトの販売が開始される予定である。貴省においては「水素・燃料電池戦略ロードマップ」をとりまとめ、水素社会の実現に向け、取組を加速している。また、環境省・国土交通省連携事業である「水素社会実現に向けた産業車両の燃料電池化促進事業」により、平成28年度から平成30年度の間、購入補助を受けることができることになっている。

平成30年度までの結論を待つまでもなく、できるだけ速やかにセルフ充電が可能となれば、ロードマップの目標達成が早まり、補助制度も有効に活用できると思慮する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【神奈川県】

事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案の実現に向けて検討を求める。

【愛知県】

提案の速やかな実現に向けて積極的な検討を求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

事故防止等の安全確保の方策を構築しつつ、提案団体の提案の実現に向けて検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

水素スタンドにおけるセルフ充填については、規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)において、安全性と利便性の確保の観点から必要なハード面及びソフト面の適切な措置を事業者と協力して検討し、結論を得た上で、セルフスタンドを可能とすることとし、平成30年度までに結論を得次第速やかに措置することとしている。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

216

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和

提案団体

徳島県、滋賀県、兵庫県、鳥取県、京都市

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物」の占用許可対象物件とすること。

具体的な支障事例

本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。
道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながることを期待できるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。

根拠法令等

道路法 32 条
道路法施行令第 7 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市、宮城県、長崎県

○FCV の普及のためには、商用水素ステーションの整備が不可欠であるが、その整備に当たっては、道の駅をはじめ、より多くの自動車を利用する様々な場所にも整備されるよう、規制緩和を積極的に進める必要がある。

各府省からの第1次回答

道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来の機能である、道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。

ご提案の水素ステーションについて、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければ普及に支障が生じる具体的な理由等が明らかではないが、これらをお示し頂いたうえ

で、それを道路上に設置することによる道路の交通又は構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

水素は新たな技術分野であるため、安全性の検証を十分に行う必要があることは認識しているが、正しく取り扱えば、ガソリンと同様の安全性を確保できると考えている。また、利用者の利便性を考えた水素ステーションの普及を図る上では、「道の駅」等の道路区域内に設置することが適当な場合も考えられる。

このことから、まずは、ガソリンスタンドと同様に、水素ステーションを道路法第32条の占用許可対象物件としていただき、その後、設置しようとする水素ステーションが、高圧ガス保安法に規定されている安全性が担保されているかや、道路の本来の機能である、道路交通の安全の確保とその円滑化を図るために支障を及ぼさないか否か等により判断するような仕組みとしていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。なお、検討に当たっては、安全性を最優先に配慮されたい。

各府省からの第2次回答

道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来の機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものであることから、ご提案の水素ステーションを占用許可対象物件とすることが適切か否かを検討する必要がある。

当該検討の材料として、貴団体において道路区域内に設置しようとする工作物の特徴の詳細、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等を具体的にお示し頂きたい。

また、水素の正しい取扱いとは具体的にどのような方法を指しており、その場合にガソリンと同様の安全性を確保できると考えられる理由についても併せて説明願いたい。

それらの回答を踏まえて、水素ステーションを道路上に設置することによる道路の交通及び構造に与える影響や道路管理上の支障の有無、十分な安全性が確保されるか否か等を勘案のうえ、これを占用許可対象物件とすることの適否について検討して参りたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

高圧ガス第二種貯蔵所に係る承継規定の追加

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

一定量以上の高圧ガスの貯蔵は、高圧ガス保安法の規定により、貯蔵量に応じて、あらかじめ都道府県知事の許可を受けた「第一種貯蔵所」又は都道府県知事に届け出た「第二種貯蔵所」においてする必要がある。これらの貯蔵所について譲渡又は引渡しを行う場合、第一種貯蔵所については高圧ガス保安法に承継の規定があるものの、第二種貯蔵所については承継の規定がないことから、第二種貯蔵所について承継の規定の追加を提案するもの。

具体的な支障事例

第二種貯蔵所について譲渡又は引渡しがある場合、現行法では、譲受人又は引渡しを受ける者は、再度、その設置をあらかじめ届け出る必要があるが、会社の再編等により新たに設立される法人が、その設立と同時に第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを受ける場合、当該法人があらかじめ設置を届け出るとは困難である。また、第二種貯蔵所設置届を提出する際、設備の図面や強度計算書等の多くの書類を添付する必要があり、会社の再編等により第二種貯蔵所を譲り受けた事業者にとって、設備自体には変更がないにもかかわらず、多くの書類を添付しなければならない設置届を改めて提出することが負担となっている。加えて、譲渡又は引渡し前の第二種貯蔵所の設置者は、当該貯蔵所の廃止を届け出る必要がある。

※ 高圧ガス保安法では、「第一種貯蔵所」のほか、「第一種製造者」(許可業者)並びに「第二種製造者」、「販売業者」及び「特定高圧ガス消費者」について、承継の規定(承継届の提出は事後で可)が設けられている。

※ 第二種貯蔵所設置届の添付書類の例

事業所全体平面図、貯蔵設備等の系統図又は配管図、貯蔵所配置図、機器等一覧表、貯蔵能力の計算書、貯蔵設備等の強度計算書等、耐震設計構造物に係る計算書、貯槽の基礎又は支持構造物の構造を示した図面

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

多くの書類を添付した再度の設置届の事前提出が不要となり、事業者の負担が軽減される。また、届出内容が簡素化されることで、自治体側の書類確認事務や事業者からの相談対応などの事務負担が軽減される。

根拠法令等

高圧ガス保安法第16条～第17条の2、第21条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

埼玉県、千葉県、新潟市、広島市

—

各府省からの第1次回答

第二種貯蔵所の譲渡又は引渡しを行う場合の手続きについては、今後、明確化する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

手続きの明確化にあたっては、承継の規定の追加の方向で検討いただくとともに、提案の早期実現に向けて、検討スケジュールを示されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

高圧ガス保安法では、第二種貯蔵所の譲渡や引き渡しの際に新たに届出を行うことを求めている。したがって指摘のような届出時期や添付書類の問題は法律上存在しない。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の譲り受けの許可の廃止

提案団体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、岐阜県

制度の所管・関係府省

警察庁、経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受について、許可を要しないこととすべき。

具体的な支障事例

【現状】

本県では、原発事故による影響で、狩猟者の減少や出荷制限等による狩猟意欲の低下が著しく、イノシシが大幅に増加し、農業被害や生活環境被害が急増している。このため、これまでの狩猟・有害捕獲に加え、鳥獣保護法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業(受託者:福島県猟友会)を実施している。

事業実施に伴う火薬類取締法に基づく実包の譲受許可申請に当たり、各支部での申請者合計 362 人(申請件数 362 件)、申請手数料等の費用負担 867,568 円(2,400 円/件+手数料)が生じた。

【支障事例】

受託者(捕獲従事者)から「申請手続のため捕獲の着手までに手間と費用がかかった」旨の苦情等が多く寄せられ、事業の円滑な実施に支障が生じている。

【制度改正の必要性】

指定管理鳥獣捕獲等事業に用いる実包の譲受については県知事の許可が必要である一方、狩猟及び有害捕獲に用いる実包の譲受については県知事の許可が不要であることから、指定管理鳥獣捕獲等事業についても、許可不要として支障がないものとする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案の実現により、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に実施することが可能となり、指定管理鳥獣の集中的かつ広域的な管理が期待できる。

根拠法令等

火薬類取締法第 17 条

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条、第 14 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、いわき市、千葉県、静岡県、兵庫県、山口県、徳島県、宮崎県

○狩猟や有害鳥獣捕獲、県独自の管理捕獲では、いずれにおいても一定の数量までは無許可で実包を購入することができる。指定管理鳥獣捕獲等事業においては、従事者が許可申請、許可証の交付を受ける必要がある。

り、申請者の負担が大きくなっている。また、事業実施前の短期間に大勢の捕獲従事者が手続きをすることとなるため、交付手続きに日数を要している。

4月から5月はニホンジカが出産前で、個体数を効率的に減少させるための有効な捕獲時期で、年度当初からの事業実施に努めているが、許可証の入手に時間を要して捕獲の着手が遅れる事態も生じるなど、事業の円滑な実施に支障をきたしている。

このため、指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者においても、一定の数量までは無許可で購入できれば、捕獲従事者の負担軽減や、出産期前の捕獲による個体数削減効果が期待できる。

○【支障事例】

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る捕獲業務の委託先は法人であるが、譲受許可申請は個々の捕獲従事者(本県では350人程度)が行うため、申請手続きに時間を要したり、申請手数料の費用負担が生じたりすることで、円滑な事業遂行に支障が生じている。

【制度改正の必要性】

主に個人で実施する狩猟、有害鳥獣捕獲に用いる実包の譲受は、正常な事業活動を阻害するおそれがあるとの理由で都道府県公安委員会の許可が不要となっている。

このため、申請を捕獲従事者個人が行っている指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための実包の譲受についても、同様の理由により許可不要として支障はないと考えられる。

各府省からの第1次回答

火薬類取締法において、火薬類の譲受を許可制としている趣旨は、許可申請時にその目的等を確認することで、火薬類の不正使用を防止し、公共の安全の確保を図ろうとするものである。

従って、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。無許可譲受については、例外として、譲受の目的が明らかで公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないと判断できる場合について、数量制限等を設けた上で認めているものである。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、著しく増加した鳥獣を捕獲することを目的としており、相当数の火薬類(実包)を消費することが考えられるが、当該事業の従事者が、火薬類(実包)をどの程度の量、どの程度の期間において消費するのか等の実態を明らかにされたい。また、当該事業で消費する火薬類(実包)の譲受が許可制であることにより、当該事業の実施に際してどのような支障が生じているのか具体的に示されたい。

なお、当該事業を実施するために必要な実包について、火薬類取締法に基づく譲受許可手続を行う際にかかる費用は、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【公共の安全の維持に関する支障について】

・本県の実態として、火薬類取締法に基づく実包の譲受で既に許可不要として措置されている有害鳥獣の許可捕獲を実施している者(各市町村の有害鳥獣捕獲活動従事者)と、指定管理鳥獣捕獲等事業の捕獲従事者は同一(福島県猟友会の者)であり、実包の管理を含めた適切な取り扱いについて十分な実績がある。

・指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者における実包の使用実態としては、平成27年9月から平成28年7月までの消費が一人あたり平均13.9発(抽出調査結果)であり、これは有害鳥獣許可捕獲での無許可譲り受け上限300発に比較しても少量である。

・これらを踏まえれば、指定管理鳥獣捕獲等事業における実包の譲り受けは、目的が明確であると共に、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられる。

【火薬類(実包)の譲受が許可制であることによる具体的な支障案件】

・同一人が同じ有害獣の捕獲を行うため実包を譲り受けるにもかかわらず、狩猟等は届出制、指定管理鳥獣捕獲等事業は許可制であるため、それぞれ別の手続をとらなければならないだけでなく、実包の管理を煩雑にしている。こうしたことが、従事者にとって大きな負担となっており、指定管理鳥獣捕獲等事業への参加を避ける者もいる。

・このように、手続面及び実包の管理面での負担により、指定管理鳥獣捕獲等事業の取組に参加しない者がいるため、指定管理鳥獣の捕獲実績が伸びず、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進の支障となっている。

本県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実包の使用実態、支障事例等は以上であり、提案事項について対応いただきたい。

なお、それでも対応が困難とする場合には、国においても、指定管理鳥獣捕獲等事業の実包の使用実態に係る全国調査を行っていただき、現状と課題の把握に努めていただいた上で、対応の方向性を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【千葉県】

本県における昨年度における指定管理鳥獣捕獲等事業において火薬類を購入した実績は、許可申請者数⇒2人、購入数⇒10発または20発、保管場所⇒自宅の装弾ロッカー、使用数⇒4発(止め刺しで使用。捕獲従事者に危険が及ぶと判断した場合に限り、銃による止め刺しで使用している。)、不要となった銃弾⇒射撃等で処理済み。

貴庁は「指定管理鳥獣捕獲等事業は、相当数の火薬類を消費する。」との見解であるが、当県では、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するにあたって、当該鳥獣の生息域の外縁部つまり生息数の少ない地域で実施することとしており、相当数の弾丸を購入することは、想定せず、貴庁の見解とは異なるものである。

ただし、火薬取締法において、許可申請時にその目的等を確認し、火薬類の不正使用を防止し、公共安全の確保を図ろうとする趣旨について何ら反論するところではないため、数量制限等を設けた上で認めていただきたい。

【静岡県】

静岡県における指定管理鳥獣捕獲等事業の実施状況

○実施期間 10ヶ月(27年度実績)

○従事者の火薬類(実包)の消費量試算 1,569頭の銃捕獲(H27実績)×2(2発に1回命中と仮定)=3,138個

○実施に際しての支障

・従事者全員が申請手続のため警察署に行く必要があり、1人当たり手続きに約20分を要する(H28実績:聞き取り)全体での所要時間:銃捕獲従事者600人×20分=12,000分=200時間⇒1日8時間換算で25日を要する。(実際には警察署までの往復の所要時間、手続きのために他のことができない半日程度の時間が別途必要となる。)

・対応する警察署職員との日程を調整の時間を加えると、シカが出産する前の個体数管理上重要な季節の捕獲が、火薬類の譲受許可手続が必要ない場合と比較し、約3週間開始に遅れが生じ、事業の円滑な実施に支障が出ている(H28実情を聞き取り)。

これらのことから、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施のための譲受許可を不要とすることを要望する。

【山口県】

指定管理鳥獣捕獲等事業は、鳥獣保護管理法に基づき都道府県等が委託して実施する公共事業であり、実施者は安全管理体制や捕獲従事者等の技能及び知識が法定の基準に適合すると都道府県知事から認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者等に限定されている。

このため、無許可で火薬及び実包を譲り受けができる有害鳥獣捕獲許可による捕獲や登録狩猟に比較して、目的がより明確で公共性が強く、安全性も高いと考えられる。

また、本県の指定管理鳥獣捕獲等事業は、ニホンジカの捕獲を狩猟期間に実施しているが、捕獲従事者は、ニホンジカ以外の狩猟鳥獣を捕獲するため、登録狩猟も行っている。

狩猟期間に捕獲従事者が使用する火薬及び実包の数量は、指定管理鳥獣捕獲等事業と登録狩猟を併せても、登録狩猟により無許可で譲り受けできる数量(無煙火薬又は黒色猟用火薬の合計600g以下、銃用雷管又は実包300個以下(ライフル銃の場合50個以下))の範囲内※である。

指定管理鳥獣捕獲等事業に使用する火薬及び実包について許可が必要であり、登録狩猟の火薬及び実包は、当該事業には使用できないため、捕獲従事者は、本来、登録狩猟に係る火薬及び実包で実施できるにもかかわらず、許可申請を行っている。

許可申請に当たっては、1件当たり2,400円の申請手数料に加え、許可申請及び許可書の交付の受理をするため、平日に2度公安委員会に行く必要があり、通常別に仕事を行っている捕獲従事者にとって業務を休む必要があり、負担となっている。

なお、本県では、有害鳥獣捕獲許可も、個別許可ではなく、一定期間において包括的に捕獲許可を行っており、指定管理鳥獣捕獲等事業を有害鳥獣捕獲許可による捕獲の期間に実施しても同様な状況となる。

※使用量の多い捕獲従事者でも火薬400g、実包200個程度である。

【徳島県】

○譲受許可手続に係る費用については、事業費から支出されるため、従事者による費用負担は発生しないものの、本県においても、事業実施前の短期間に、200名程度の捕獲従事者が一斉に手続きを行うこととなるため、手続に日数を要し、適正な時期に効果的な捕獲が実施できないなど、事業実施に支障が出ている。

○狩猟、有害鳥獣の許可捕獲に用いる実包の譲受は、都道府県公安委員会の許可が不要となっており、当該事業についても、譲受の目的が明らかであり、数量制限等を設けた上で許可不要としても支障はないと考えられる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実包の許可については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、手続きにかかる費用については、所管省からの回答が「従業者による費用負担は発生しない」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

火薬類取締法において、譲受の許可に際しては、譲受目的のほか、消費の目的・数量・保管場所等について確認し、申請者が当該火薬類を譲り受けても公共の安全の維持に支障がないかどうかを確認している。

指定管理鳥獣捕獲等事業は、既存の鳥獣法第55条に基づく狩猟者登録を受けた者又は鳥獣法第9条に基づく許可を受けた者がその従事者になることが想定され、これらの者の実包等の保有量が増加することも想定されるため、無許可譲り受けを認めることについては、慎重な検討が必要である。

一方、提案県は、危険物を管理するために必要な措置を、手間と費用がかかるからと言う理由で撤廃を要望しているが、以下の点で、指定管理鳥獣捕獲等事業の推進に当該許可制度が影響を与えているとは考えられない。したがって、提案を受け入れることは困難である。

・譲受許可手続きについて

当該事業は、都道府県の委託事業であり、当該許可に必要な従事者による費用負担は発生しない。

なお、火薬類の譲り受け許可に必要な手続きについては、標準処理期間である3日以内には交付されるものと承知しており、一概に手間がかかるものとは認められないと考える。

・実包の管理について

現在、無許可での実包の譲り受けを認めている有害鳥獣捕獲（鳥獣法第9条）、狩猟（鳥獣法第55条）については、鳥獣法における別の制度であるため、火薬類取締法でもそれぞれの制度の目的で譲り受けた実包は、それぞれの目的に用いるよう別々に管理されているものと認識している。そのため、指定管理鳥獣捕獲等事業についても鳥獣法における別の制度であるため、これまで無許可で譲り受けていた実包と同様、それぞれの目的に応じて別々の管理が必要。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業については、都道府県から委託される事業であり、実包の管理、事業終了時の残火薬の措置も含む必要な費用が計上されていると考えられ、提案県においても公費で取得した実包と個人で取得した実包を混同して取り扱わないよう指導をしているのではないかと。

・従事者について

提案県の意見では、実包の譲り受け許可制度があるが故に、当該事業に必要な従事者が集まりにくいとのことであるが、提案県の昨年度の実績では、事業実施のための譲り受け許可申請者が合計362人確保されており、人数は十分確保されていると考えられる。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）記載内容

6【経済産業省】

(1) 火薬類取締法（昭25法149）

火薬類の譲受の許可（17条）については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平14法88）14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業における火薬類の管理状況等の実態調査を行った上で、装薬銃を用いて当該事業を行う捕獲従事者に係る実包の譲受の規制の在り方について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：警察庁及び環境省）

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

43

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限の都道府県への移譲

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

小規模事業者持続化補助金に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)

具体的な支障事例

【支障事例】

小規模事業者持続化補助金については、平成 25 年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されている。

H26 年度の地方分権改革に関する提案募集において、本補助金の権限移譲について提案を行い、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話し、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされているが、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。

【制度改正の必要性】

都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、経営計画の策定や販路開拓の課題に対しても機動的な対応が可能である。

このように地域と結びつきの深い事業については、都道府県が担う方が適当である。

なお、小規模事業者支援法に基づき定められている「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述もある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域経済の担い手である中小企業への支援は、日頃から地域の中小企業や商工団体、市町村等との連携が密接で地域の実情に精通している都道府県が一元的に担えば、より効果的・効率的に行える。

なお、小規模事業者持続化補助金の申請には、経営計画書が必要となるが、県でも経営の向上を目指した経営革新計画承認制度があることから、県が一元的に事業を実施した方が、より効果的・効率的と言える。

根拠法令等

小規模事業者持続化補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟県、浜松市

—

各府省からの第1次回答

小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。

商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。

また、本事業はその時々の方政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助事業の採択に当たっては、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により、全都道府県で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。

また、本事業は平成25年度補正予算で措置されて以来、26年度補正予算、27年度補正予算と3年連続で措置されている。

さらに、政府は地方創生や一億総活躍を掲げている以上、まさに本事業のような中小企業支援は重要な施策の一つであり、引き続き実施していく必要があるものと考えます。

したがって、地域と結びつきの深い本事業については、都道府県へ移譲すべきである。

なお、先述したとおり、「小規模事業者の経営の改善発達を支援するための商工会及び商工会連合会並びに商工会議所及び日本商工会議所に対する基本指針」には、「小規模事業者支援事業は、直接的には都道府県の指導・監督の下に実施されるものであり」との記述があるが、当該記述と小規模事業者持続化補助金との関係についてどのようにお考えなのか御教示願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

本事業は、国の経済対策等に伴い補正予算で措置されているものであり、毎年度実施されるものではない。また、例えば、平成27年度補正予算において、政府のTPP協定交渉大筋合意を受け、本補助金では海外展開を図る事業者向けには補助上限をアップさせるなど国の政策的課題に対応した内容としているところ。

これらを鑑み、都道府県に委譲することは適切ではないが、各都道府県に対し公募時に情報提供を行うなど一層の連携を図ってまいりたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

96

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務の都道府県への移譲

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務を都道府県に移譲すべきである。
具体的には小規模事業者支援パッケージ事業(小規模事業者持続化補助金)について、都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。

具体的な支障事例

地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の実情を良く知る都道府県が行うことが適切である。
平成26年度の地方分権改革に関する提案募集において、小規模事業者持続化補助金の権限移譲について提案がなされ、第二次回答において、「今後の小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、都道府県と対話し、その結果、協力を深める仕組みなど、より一層密に連携するための方策を検討してまいりたい」との回答がなされている。しかしながら、本補助金については、平成25年度から毎年補正予算措置され、小規模事業者支援に関する重要な施策として執行されているにも関わらず、都道府県への情報提供や連携する仕組みが図られていないことから、都道府県が行う事業との一体的な支援が十分に行えていない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が積極的に担うことにより、効果的・効率的に行える。

根拠法令等

小規模事業者持続化補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

新潟県

—

各府省からの第1次回答

小規模事業者持続化補助金については、小規模企業振興基本計画における重点施策である「ビジネスプラン等に基づく経営の促進」を踏まえ、全国の小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって策定した経営計

画に基づき実施する販路開拓を支援するものである。

商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所を実施主体とし、補助事業の採択に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築している中、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲できない。

また、本事業はその時々の方政策的必要性を踏まえ補正予算で措置されているものであり、都道府県へ委譲することは適切ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中小企業を取り巻く状況には地域差があり、全国団体による画一的な審査はそれぞれの地域の実情を適切に反映することが難しく、より好条件の地域の中小企業に有利と言わざるを得ず、更なる地域差を招くことにつながる。

地域経済の担い手である中小企業に対する支援施策を効率的・効果的に推進するためには、地域の情報やネットワークを有する都道府県の実情を適切に反映し、都道府県が実施する事業と適切に連携することが必要である。そのため、販路開拓に関する事務については都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とした上で、都道府県へ移譲すべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

本事業は、国の経済対策等に伴い補正予算で措置されているものであり、毎年度実施されるものではない。また、例えば、平成27年度補正予算において、政府のTPP協定交渉大筋合意を受け、本補助金では海外展開を図る事業者向けには補助上限をアップさせるなど国の政策的課題に対応した内容としているところ。

これらを鑑み、都道府県に委譲することは適切ではないが、各都道府県に対し公募時に情報提供を行うなど一層の連携を図ってまいりたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

89

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営革新計画承認窓口の都道府県から指定都市への移譲

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経営革新計画の承認を指定都市でも実施できるようにする。

具体的な支障事例

本市においては、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する経営革新等認定支援機関として認定を受けており、同財団を通じて、同法に基づく経営革新計画の策定支援等を含む総合的な中小企業支援を実施しているところである。

しかしながら、同法に基づく経営革新計画の認定は都道府県の事務とされていることから、本市として市の実施する事業との連携が図りにくくなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

経営革新計画の認定を指定都市でも行うことができるようにすることにより、中小企業にとっては経営革新計画の策定支援から認定までを一貫して市のレベルで行うことが可能となり、利便性が向上する。また、本市にとっても、関係団体であるさいたま市産業創造財団との密接な連携により、本市の中小企業支援策との連携をより円滑に行うことが可能となり、もってさいたま市まち・ひと・しごと創生戦略に位置付けている「中小企業の競争力強化による雇用創出」にもつながるものとする。

なお、経営革新計画の承認については、全国的には承認件数が減少傾向にある中で、埼玉県では経営革新計画の承認窓口の増設等により承認件数が増加（平成26年度260件→平成27年度766件）しており、経営革新計画の承認に至るルートを増やすことは、承認件数の増加という効果ももたらすものとする。

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

浜松市

—

各府省からの第1次回答

当制度については、地方分権推進委員会第5次勧告（平成10年11月）において、中小企業支援策について

「地方公共団体が一定の役割を果たしつつ」、支援対象を選定できるよう、「地域性の高い事業については都道府県が計画承認を行う制度とする」ことが盛り込まれていたことを踏まえ、また事業者の利便性を配慮し、全国レベルの取組以外の地域性の高い事業については平成 11 年の制度創設時より都道府県が承認を行うこととしている。

他方、地方分権の観点から、地方自治法第 252 条の 17 の 2 により、都道府県知事があらかじめ市町村の長に協議をし、条例を定めることにより、都道府県の事務の一部を市町村に移譲することができることとなっていることから、必要に応じて県と相談していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本市としては、中小企業の課題解決や成長支援等について、幅広く柔軟に支援していきたいと考えている。今後、経営革新計画策定の支援について、本市の関係団体であるさいたま市産業創造財団が行っている現状、本市において承認を行うことによる、中小企業の利便性向上や成長への影響、他の指定都市における取組状況等を調査・研究した上で必要に応じて県に相談することとしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第 2 次回答

—

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

225

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲

提案団体

全国知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地域・まちなか商業活性化支援事業費のうち地域商業自立促進事業について事務および権限を都道府県に移譲

具体的な支障事例

- ・26年度提案募集の対応方針はあるが、採択結果が公表されるまで当該事業の情報がないため、補助希望者へ地域に密着した適切な支援や助言ができない。
- ・制度運用の変更等、公募情報の公表が遅いため、当該補助金の活用を前提に事業計画を立てていた事業者が補助対象外となる事案が発生している。
- ・都道府県において、国における制度や運用の検討状況が不明であるため、補助メニューが重複したり二重補助を招く可能性があり、効果的な施策の立案に支障が出ている。
- ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(8割近くの都道府県に類似の事業あり)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。
- ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。
- ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第14条第3項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県

- 事前に、商店街から申請があったことを含め、県に情報提供し、交付審査に当たり、県が意見する機会が提供されていないため、県内の地域ごとの実情が十分に反映されていない。
- 商店街の活性化については県と地元市町が連携して商店街団体等の取組み等に支援を行っているが、国の補助金については県に情報提供がなされず、新規施策立案時の情報不足が生じ、支援内容が重複する場合は

ある。

各府省からの第1次回答

本事業は、限られた予算の中で全国的な見地から商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図るものである。このため、本事業の趣旨から、全国の商店街について俯瞰することが可能である国の実施が必要不可欠である。

事業の執行にあたっては、地域の商店街に精通している地方自治体との連携が重要であるため、地方自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、地方自治体の関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

なお、都道府県が主体になって事業を実施する場合であっても、その情報を国に提供し、活用することにより他の地域に波及させることは可能。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

本事業は、商店街のモデルとなり得るような先進的な取組を集中的に支援することによって成功モデルを創出して、他の地域に波及させていくことにより、全国の商店街の発展を図ることを目的としたものである。このため、予算的な制約や、都道府県単位ではなく、全国的な見地から実施する必要があることから、国の実施が必要不可欠である。

事業の執行にあたっては、地域の商店街に精通している基礎自治体との連携が重要であるため、基礎自治体の支援計画書の提出を受けるなどして、その関与や支援のあり方を確認するとともに、関与が強い案件を優先的に採択するなどしているところ。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

226

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲

提案団体

全国知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

中小サービス業中核人材の育成支援事業および小規模事業者支援人材育成事業について事務および権限を都道府県に移譲

具体的な支障事例

- ・研修事業で内容や実施時期の調整が国と都道府県、関係団体の間で行われなため、方向性の整合性がとれず、内容に重複が生じる可能性が高い。
- ・国が都道府県を介さず支援している企業の情報等について適時適切な共有がないため、都道府県や団体における地域産業政策の効果的な企画立案に支障が出ている。
- ・国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度の後半になっている
- ・利用者の観点からすると、類似した補助メニューにもかかわらず申請先が複数になることや、申請場所が他府県になる等手続きが煩雑である。(7割を超える都道府県に類似の事業あり)

制度改革による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ・補助希望者に対し、申請前に助言や情報提供を機動的に行うことで、制度の適切な運用を促すことができる。
- ・従来から都道府県で実施している事業と組み合わせることで、地域の実情に即した効果的かつ効率的な事業の実施が可能になる。
- ・研修内容を都道府県内の地域ごとの実情に即したものにすることができる。
- ・申請先が統一されるとともに補助申請者にとり身近な場所になるため、利便性が向上する。

根拠法令等

我が国の若者・女性の活躍推進のための提言
日本再興戦略
“ちいさな企業”成長本部行動計画

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

埼玉県、鳥取県、徳島県、香川県

- 国の交付決定に時間を要するため、事業実施時期が年度後半にずれ込んでしまう。
- 利用者からすると、複数の事業主体の支援メニューを確認する必要があり、煩雑である。「小規模事業者支援

人材育成事業」については、商工会・商工会議所が県の交付金を活用して行う研修の講師やテーマが、国の研修内容と重複する可能性がある。研修のテーマや講師の設定に際し、地域の意見が反映されない。

各府省からの第1次回答

中小サービス業中核人材の育成支援事業に関して、本事業では、全国から人材を“武者修行”に出したい中小企業を募り、また同様に、全国からこうした人材を受入れていただく優良企業を募り、双方をマッチングする必要があるため、全国大で取り組む必要のある事業である。したがって、本事業に関しては引き続き国が実施していく。

なお、事業実施時期に関しては、利用者の要望を踏まえ、交付手続きをより迅速に行うよう努めていく。

小規模事業者支援人材育成事業については、経営計画策定支援の方法など、「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」第3条に基づき定められている、基本指針を踏まえた研修内容となるよう、実施機関と連携して事業を実施しており、国が統一して実施することが必要。また、可能な限り国の担当者が出向いて説明しており、法律や国の政策の背景を現場へ直接伝えることができる機会としても重要なものと考えている。要望を踏まえ、事業実施時期はできるだけ前倒しができるよう配慮しつつ、引き続き、国が実施していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業で対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

中小企業・小規模事業者の人材育成への支援、特に本事業の研修事業については、国と都道府県の事業で対象や内容に重複が生じる可能性があることから、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。

都道府県が実施する中小企業・小規模事業者の支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。なお、現行の他の制度において、国の基本指針等に基づき都道府県が実施する事業は多数存在する。

各府省からの第2次回答

「中小サービス業中核人材の育成支援事業」は、中小サービス事業者の次世代経営人材と優良企業等をマッチングし、実地研修を組成することで、経営等の成功の鍵を体得する機会を提供するもの。このため、全国から、経営人材を研修に出したい中小企業及びこうした経営人材を受入れる優良企業等を募り、適切にマッチングする必要があるため、地域単位での支援は馴染まない。

しかしながら、本事業に参加する優良企業等の情報については、自治体の産業政策等において有益な情報でもあると考えられるため、要望を踏まえ、情報共有に努めていく。

なお、利用者等の要望を踏まえ、引き続き、交付手続きをより迅速に行うよう努めていく。

「小規模事業者支援人材育成事業」においては、商工会・商工会議所の経営指導員に対し小規模企業振興基本法制定など制度内容や概算要求の解説など国が行っている中小企業・小規模事業者向けの施策についての説明を行っており、都道府県が行う事業との重複はないと考えている。

しかしながら、本研修事業の内容については、各都道府県との連携を強化していくことが重要であるとの認識の下、各都道府県の研修日程が確定した段階で情報提供を既に行っており、一部の研修においては都道府県担当者がオブザーバー参加されているところ。

引き続き本事業における各都道府県との連携強化に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

45

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

孤立死防止対策の充実

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、厚生労働省、経済産業省

求める措置の具体的内容

居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が自治体へ通報しやすくなるように、個人情報の利用・提供制限の例外となる具体的な事例を国の通知に明記することが必要。

具体的な支障事例

【支障事例】

厚生労働省の通知(H24.5.11)では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能としている。

また、例えば、電気・ガス事業者に対しては、資源エネルギー庁から同趣旨の通知(H24.4.3)が発出されている。

都道府県は個人情報保護法第5条において、「個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」とされているが、上記の通知にはどのような時に通報すべきかの具体的な事例の記載が不足しているため、県が事業者に指導したり、住民の方に説明したりすることができず困っている。

その結果、地域住民やライフライン事業者が居住者の異変を発見した場合であっても、個人情報の利用・提供制限の例外となるか否かの判断に時間を要し、通報を躊躇してしまう可能性がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本提案の実現により、居住者の異常を発見した地域住民やライフライン事業者が迷うことなくスピーディーに自治体への通報が可能となる。

根拠法令等

個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第23条(第三者提供の制限)

【平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知、平成24年5月9日付け健水発0509第1号健康局水道課長通知、平成24年4月3日付け経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長及び長官官房総合政策課企画官(液化石油ガス産業担当)通知】

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

新潟市、軽井沢町、豊中市、広島市、岩国市

○地域の住民と日常的に関わりを持っている協定団体の協力を得て、市内に居住する高齢者等の見守りを行い、高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を本市の地域包括支援センターに連絡する高齢者見守り協定を平成 26 年に初めて締結し、現在もお拡充に取り組んでいる。ライフライン事業者も協定団体に名を連ねているため、居住者の自治体への通報がしやすくなってきたと認識しているところではある。ただし、具体的な事例の記載は見守り協定にもないので、本来は必要な通報がなされていない可能性はある。

○生活保護受給者については、ケースワーカーや民生委員が定期的に訪問等により、異常を発見しやすい状況にあるが、最近、県内の他都市で、生活保護受給者が孤独死した事例が生じた。このことから、ケースワーカーや民生委員による訪問等による孤独死の防止策には限界がある。

このように生活保護受給者でさえ、孤独死が生じたため、生活保護を受給していない者で、町内で何も関わりのない者にあつては、孤独死の可能性がさらに高まるおそれがある。

もし提案しているようなことが実現すれば、生活保護受給者も含めて孤独死の可能性を減じることができることに資する。

各府省からの第 1 次回答

個人情報取扱事業者ではない地域住民については、個人情報保護法が適用されないため、自治体への情報提供に際し、同法に基づく制限はない。また、個人情報取扱事業者等となる場合のライフライン事業者等による個人情報の提供については、既に一部の自治体では独自のガイドライン等を設け運用していると承知しており、国として、別途、画一的な具体的基準を示す必要はないと考えている。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は国民の命に関わる重要事項であり、居住者の異変を発見した際の自治体への通報は、全国どの地域においても適切な運用がなされるよう国において配慮すべき重要事項と考える。

しかし、厚生労働省の通知(H24.5.11)などには、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合として、通報すべき状況等の具体的な事例の記載が不足している。

したがって、それら通知などに具体的事例を明記(追記)して、通報の基準例を全国にお示しいただくよう改めて求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところである。通報すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、別途、画一的な具体的基準を示すことは、その運用を硬直化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間等の短縮

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

大規模小売店舗の新設・変更に関する届出事項に係る県縦覧期間及び審査期間の短縮(店舗面積 1,000 m² 超について、例えば、法律で現在4月間と規定している届出事項の県縦覧期間を1カ月から2カ月の範囲で短縮する。もしくは、全体期間(8月間ルール)でも1カ月から2カ月の短縮をする。)

具体的な支障事例

事業者からの届出は不定期に提出されるが、縦覧期間が固定化されているため、届出のタイミングによっては、届出日の差が数日しか違わないにも関わらず、県審査会の開催時期との調整がうまく出来なかったことから、県の意見発出日が大きく乖離したり、短期間に県審査会を複数回開催しなければならない場合がある。
※法律の規定により、事業者は届出後2月以内には地元説明会を開催している。事業者は、その場で住民から出された意見に真摯に対応をしていることから、本県内においては、4ヶ月の縦覧期間中に住民等から県に意見が出された例はなく、縦覧期間の柔軟化・短縮化を図っても問題ないと考えられる。
また、事業者側は事前に関係機関との協議を行った後に、届出を行っていることから、県においては、審査に要する全体期間の短縮化を図っても十分対応が可能であると考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地元説明会の段階で住民との調整を支障なく終えている事業者は、早期に開店することが可能になる。また、縦覧期間の短縮化が図られることにより、県審査会の開催時期との調整が柔軟に行えるようになる。

根拠法令等

大規模小売店舗立地法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県

—

各府省からの第1次回答

大店立地法は、大型店の出店の際に、生活環境への影響についての配慮を大型店に求める手続を定めたものであり、地域住民に対する説明会の開催や、地域住民からの意見提出機会の確保等を通じて、地域住民と

大型店とのコミュニケーションによる生活環境への影響についての解決を促している。

大店立地法においては、説明会開催や地域住民の意見提出、都道府県等の意見提出等について期限が設定されており、生活環境への影響があり得るケースであっても、一定の期間内で手続が完了されることで、大型店が届出から出店までに必要な期間を予測できるようにしている。

大型店による説明会を住民等が聴取して、生活環境への影響の可能性について判断し、意見として都道府県等に提出するためには、相当の時間が必要であり、そのための期間として4ヶ月の期間(県の縦覧期間)が設定されている。この期間を現状より短くしていくことは、住民に必要な検討期間が短くなっていくことになり、開店に必要な期間を短くしたい大型店にとっては都合が良いが、住民には不利益になるという、トレードオフの関係になっている。

大型店は、出店にあたって、地域に受け入れられる様に、住民の要望に誠実に対応していくことが期待されており、多くの場合、予測される生活環境への影響を緩和する措置(防音壁、外灯の設置、駐車場出入口での警備員の配置など)を実施することを住民への説明会で表明するため、これまでの大店立地法の執行において、都道府県等から意見が出されるケースは5%以下と少ない。しかしながら、大型店側の取組が不十分であることにより、意見が提出されることも当然あり、その様な場合は、住民と大型店との深刻な対立が生じていることもある。現状において、大型店出店に必要な期間を短くし、利益を与える一方で、住民が意見を提出できる期間を短くするという不利益を与える法改正は両者の力関係のバランスを崩すものであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

岡山県では、平成21年度より国の指針に基づく「大規模小売店舗の地域貢献推進の手引」を作成し、事業者(設置者)に対し、この手引の内容を踏まえた状況表を新設届に添付するよう促している。

また、この手引については、県庁内WG及び独自に事務を行っている岡山市と倉敷市にも照会を行い、毎年度内容の修正を図っている。

このように、地域住民に配慮した対応を間接的に事業者に求めていることもあり、本県では、縦覧期間中の閲覧希望者は、地図業者か建築業者が大半であり、県民による閲覧はほとんどない。

当該市町村についても、縦覧しているが、特に住民からの意見はないと聞いており、これは、地域住民が説明会での事業者側の対応に不満を感じていないからと思われる。

また、平成19年に大店立地法に基づく大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針が改訂され、中国経産局からは、この改訂以降、都道府県等での大店立地法の事務手続において、同法第8条第4項に基づく意見を有する通知がなされた実績はないと聞いている。(ただし、「意見なし」とした上で、その他(留意事項)として申し添えをした通知を除くもの。)

以上のことから、県縦覧期間等の短縮を行っても、地域住民に不利益が生ずるとは考えられず、提案実施の検討をお願いしたい。

なお、一律に公告縦覧期間を短縮することが難しいのであれば、例えば、「小規模で問題の小さい事案については、『事前の地元調整で問題のない〇〇〇〇㎡に満たない店舗に限る』等の条件を付ける」、あるいは「規定の縦覧期間を『おおむね』として幅を持たせる」ことでの短縮も考えられるので、こちらも検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

大店立地法の執行において、都道府県から大店側への意見の実績は、近年、減少傾向であり、平成27年度は0件となっている。

しかしながら、4ヶ月間の縦覧期間は、市町村・住民からの意見を都道府県が聴取するために法律上設定されたものであり、縦覧期間中に都道府県に寄せられる意見については、平成27年度は、市町村からは172件、住民からは42件となっており、全国的には多数の意見が提出されていることが確認されている。(注)

今回の岡山県からの要望は、県庁の審査会開催日程の調整期間を現在より、長く確保したいという実務上の課題からのものであるが、縦覧開始前に、県庁側で市町村・住民の意見が出てこないという様子が窺えたとして

も、縦覧期間を短縮することは、県庁が把握していない潜在的な市町村・住民の意見提出の機会を減じることになり、市町村・住民の意見聴取の機会を確保するという制度上の目的を毀損することとなる。少なくとも、実務上の理由をもって行うべきではないと考える。

(注) 全国的に多数の市町村・住民からの意見が都道府県に提出されているにも関わらず、都道府県から大店側に伝えられる意見がほとんどないことについては、主に以下のような事情がある。

- ① 大店立地法の法目的(周辺生活環境の維持)に合致しない意見が市町村・住民から出されている。
- ② 市町村・住民からの意見があった場合、すぐに県庁から大店側に伝えられ、県の審査会までに追加的対策や大店側の見解を求め、県の審査会には、追加的対策・大店側の見解も踏まえて審議するようになっている。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

62

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各経済産業局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等について、既存の事業協同組合等が、例えば新たに外国人技能実習生共同受入事業を行う場合、事業の追加などの定款変更を要することから、経済産業局への認可申請が増大することが想定されている。

特に組合員資格として定款に定められている業種が複数省庁の所管にわたる場合は、認可等に多くの日数を要している。

一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。

こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方経済産業局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一的かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減や手続きに要する日数の短縮を図ることができる。

また、組合に対する統一的かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。

根拠法令等

中小企業等協同組合法施行令第32条

中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

各府省からの第1次回答

1. 中小企業等協同組合法(以下、「中協法」という。)及び中小企業団体の組織に関する法律(以下、「中団法」という。)に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)については、事業区域が自治体(都道府県)の行政範囲を超える組合等が存在する。自治体の権限は、地方自治法に規定する権限の範囲に留まるため、自治体の行政範囲を超える場合には所管省庁の大臣が管理・指導を行うこととしていた。
2. 今般の要望に関し、経済産業大臣が現在地方経済産業局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することについては、これまで上記1.にあるように組合等の事業地区が自治体の行政範囲を超える場合に、当該自治体が管理・指導することが可能かという点を確認する必要がある。具体的には、①地方経済産業局が管理・指導していた組合等を自治体が引き受けるための体制整備の状況、②所管することとなる組合等に対して、自治体の行政範囲を超える場所に報告徴収や立入検査等を行うことができるかという点である。これらについては当該事項が地方自治法における各都道府県間の事務権限に係る横断的な課題であるため、統一的な整理を実施する必要がある。
3. 一方で、組合等が地方経済産業局やその他関係行政庁に対して手続を取るという現在の体制から、ワンストップで自治体に対してのみ手続を取ることで利便の向上を図ることができるという点については考慮する必要があり、上記2.の実態論も踏まえ、比較衡量の上、検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

権限移譲による事業協同組合等の受入体制については、厚生労働省所管の組合は既に権限移譲済みであることや農林水産省所管の組合は、今後権限の移譲が予定されていることから、現体制で十分受入れ可能である。

また、組合等の事業区域が都道府県の行政範囲を超える場合においては、組合等の主たる事務所が従たる事務所を統括して管理している状況にあることから、組合等への管理・指導には支障は生じないと考えている。提案の早期実現に向け、検討スケジュールを示されたうえで、引き続き検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。

各府省からの第2次回答

1. 実態として、事業協同組合の数は、存在する都道府県や業種によって大きく異なっている。
2. 地方経済産業局は製造業や卸小売業等の多くの組合の事務を担当しているが、その行う事務について権限を都道府県に移管するに当たっては、移管後に他の都道府県に存在する組合事務所等への立入検査の実施等を含めた管理監督が適切に実施されるかを確認する必要がある。
3. 御指摘のように、組合の事務権限を委譲若しくは委譲予定の省庁もあるところであり、その状況等も踏まえながら、地方経済産業局の事務について、委譲後も適切な管理監督が可能となるか検討して参りたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

4【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であって地方経済産業局の所管に係るものに関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、移譲後も実効性のある監督体制が整備できるか確認しつつ、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和

提案団体

静岡県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める

具体的な支障事例

工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に適う供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。

一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600m³未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。)

近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行おうとする場合であっても、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるように運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できることになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。

根拠法令等

- ①工業用水の一部を工業用以外の用途の水に転用する場合の水利処分の取扱いについて(昭和58年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡)
- ②通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書(昭和58年2月16日付け)
- ③河川法施行規則第11条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

滋賀県、徳島県

各府省からの第1次回答

【国土交通省回答】

河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」(下記①)とされている。河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の水利秩序の維持のため、その占有に当たっては、水利目的に応じて必要な量を限度に河川管理者の許可を受けることを必要としている。

よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水道事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者による新たな水利使用を申請する必要がある。

以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については応じられない。

本件については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったところである。なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が見受けられたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時通商産業省)との調整の結果、下記②・③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利使用の申請とを一括して行うことにより可能としている。この際、③の覚書により、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、この申請も不要としているところである。

【経済産業省回答】

平成26年経済産業省通達の趣旨は、書類提出等の手続きが必要な場合を明確化し、当省として雑用水供給の実態を把握することである。通達の中で供給能力の10%の範囲内で雑用水を提供する場合については工業用水道事業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達の際の事務連絡で、水源が河川の場合は、河川法上の取扱いは下記②に基づくことに変更がないことを確認している。

根拠文書等

- ①東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁 S37)
- ②昭和58年2月16日付「工業用水の一部を工業用以外の用途に転用する場合の水利処分の取扱いについて」建設省河川局水政課長補佐事務連絡
- ③昭和58年2月16日付通商産業省立地公害局工業用水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、とあるが、新たに雑用水利用の必要が生じた場合に、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、現状においても特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であって雑用水の供給先が複数でない場合については、水利使用の申請を不要としているところであり、この基準を見直すことが直ちに望ましい水利秩序を乱すおそれがあるとまではいえない。

この点につき、「600立方メートル未満」又は「1,200立方メートル未満」を申請不要とした根拠を御教示願いたい。

また、水利使用の更新許可申請の際に、新規需要見込みの積算等に係る審査に手間や時間がかかり、手続きに平均1年以上を要する場合が大半であることから、雑用水利用の申込に即応できず、給水契約締結の機会を逃している実態があることに対する有効な解決策が提示されていない。

このことは、工業用水道事業者の経営上の問題だけでなく、我が国の産業を支える重要な社会インフラである工業用水道が有効に活用されないことによる社会経済上の損失であり、地域の発展にとってもマイナスである。

工業用水道事業者が、受水希望者の要望に応じて、工業用途以外の都市活動・経済活動等への供給を適切に行うことができるよう、所要の規制緩和を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【国土交通省回答】

一次回答で示したとおり、河川法第23条に基づく流水の占有は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。水利使用の許可に当たっては、社会全体からみでの妥当性や公益性、また取水予定量が河川の流況等に照らして安定的に取水可能であることを確認する必要がある。

工業用水の一部を他用途に転用する場合に、転用後も河川の流水を適切に管理するために、申請内容から乖離した不適切な取水実態となっていないかを確認し、必要に応じて是正する必要があることなどから、許可の申請を求めている。

覚書では、工業用水の一部を雑用水として供給する際、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる場合に、一定量未満の水利使用の申請を不要としているが、これはあくまで「特に試験的な措置」に限ったものである。つまり、水利使用者側の供給先において、雑用水として機能するのかが確認する必要があるための先行的・試験的措置として河川管理者に許可を求めず取水可能としている範囲を示しているにすぎない。試験期間終了後に、水利使用者側で本格的に雑用水として水利使用する場合は、当然のことながら許可申請を行う必要がある。

なお、試験的措置として水利使用の申請を不要としている日量1,200立方メートル未満等は、都道府県知事が流水の占有の許可を行っている河川（一級河川の指定区間及び二級河川）において、広域的な水利用の調整を図る観点から国土交通大臣の許可又は協議に係らしめている取水量（日量2,500立方メートル以上）にも満たない取水量である。当該取水量未満の試験的転用が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として行われる期間であれば、河川管理に大きな影響を及ぼすものではないと判断し、許可を不要としたものであり、この考え方は現状においても変わるものではない。

水利権の許可の変更・更新時においては、許可期間における申請者の水需要の動向等を踏まえて迅速な審査に努めているところであり、明確な根拠等が示されさえすれば、新規の申請よりも短い期間で許可をすることが一般的である。

また、変更の許可の際には、河川法施行規則第40条第2項で「変更の許可…の申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載したものを添付すれば足りる」と定めており、許可申請者の添付図書の簡略化を措置している。

【経済産業省回答】

この度の提案団体からの見解については、本省としては一次回答で示したとおりである。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

92

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

工場立地法により設置を要する環境施設の追加

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法により設置を要する環境施設について、蓄電池設備を追加する。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】工場立地法においては、工場を立地する際に一定割合の面積の「環境施設(緑地、緑地以外の環境施設)」を設けることとされている。このうち、「緑地以外の環境施設」として、平成24年の同法施行規則の改正において、新たに太陽光発電施設が規定されたところである。平成27年度の提案募集において、「環境施設にコージェネレーション設備を含める措置を求める」という提案が埼玉県から出されたが、「コージェネレーション設備は生産設備そのものであることから、環境施設に含めることはできない」という旨の回答がなされ、具体的な措置を求めることはできなかった。

【制度改正の必要性】蓄電池設備は、工場立地法検討小委員会で整理された太陽光発電施設が有する機能・効果を有し、特に再生可能エネルギーと組み合わせることにより、その機能・効果を補強するものである。

○CO2排出量削減効果:再生可能エネルギーの効率的な利用に、ピークカット・ピークシフト対策として有効

○周辺地域に対する防災・保安効果:停電時の非常用電源として使用可能

○環境意識向上への啓発効果

しかしながら、環境施設に位置づけられていないため、事業者に対して、導入促進のインセンティブとなっていない。

【支障事例】分散型エネルギーの導入拡大による新たなエネルギー需給体制の構築に向けたインセンティブとなっていない。

【備考】蓄電池設備は発電機能を有しないことから、原動機などによる発電を行いその排熱を熱源として利用することにより電力と熱を同時に供給できる複合システムであるコージェネレーション設備に含まれるものではない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

蓄電池設備の導入が促進されることにより、蓄電池の低コスト化が図られ、事業者の将来的な負担軽減に資するとともに、ピークカット・ピークシフト対策及び停電時のバックアップ対策としても有効である。制度の改正は、分散型エネルギーシステムの導入促進及び低炭素社会の推進に資するものである。

根拠法令等

工場立地法施行規則第4条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、栃木市

○近年の急速な地球温暖化問題への意識の高まりを背景として、新エネルギーの導入促進等の活動がさかんになっている。こうした活動は単にコスト削減の目的のみならず、社会貢献活動を目的とした取組の一環としても行われており、民間企業が太陽光発電施設と同様に「蓄電池施設」を設置するケースも増えている。また、昨今、住民にとっても「蓄電池施設」が環境にプラスになる施設であるとの意識が広まっている。県内においても、企業から「蓄電池施設」を環境施設に加えてほしい旨の要望が提出されている。

各府省からの第1次回答

工場立地法の趣旨は、周辺環境へ配慮した適正な工場立地が行われることであり、その目的は工場と地域住民との共生共存である。

環境施設とは、「緑地に類する施設」かつ「工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与する施設」であり、蓄電池設備を追加するか否かについては、周辺環境や地域住民との調和の観点で検討する必要がある。

いただいたご提案では具体的にどのような蓄電設備を想定されているのかを判断することはできないが、蓄電池設備の中には発火などの危険性があることから消防法で規制がされているものもあることなどから、周辺生活環境への影響といった点で慎重な対応が求められるものと認識している。

したがって、具体的にどのような施設であるのかを十分に精査した上で、環境施設としての適応性の検討をすることとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

東日本大震災以降、我が国のエネルギー需給構造が大きく変化中、災害対応力の向上の観点も含め、分散型エネルギーの導入拡大による地域における電力自給率の向上が必要とされている。そのためには、再生可能エネルギーの導入拡大及び安定した電力需給体制の確立が不可欠である。

このような中、企業においては、事業の業態などに応じた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入に取り組むことが期待されているところであり、そのひとつの方策として蓄電池設備の導入も推奨されている。

いただいた回答では、蓄電池設備の追加について、周辺環境や地域住民との調和の観点での検討が必要とのことであるが、例えば、主として太陽光発電施設に併設し、非常用電源としても使用可能な蓄電池設備であれば、現在、太陽光発電施設が環境施設として認められている点から問題はないと考えられる。

また、消防法では、4,800Ah・セル以上の蓄電池（リチウムイオン蓄電池であれば電力量に換算して約18kWh）を規制の対象としているが、太陽光発電等の再生可能エネルギーと蓄電池設備を組み合わせた分散型エネルギーの導入拡大が災害時の対策に有効であり、また現在でも家庭用蓄電池設備の普及が進んでいることから考えても、周辺生活環境への影響は小さいと思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案の趣旨を踏まえ、周辺の生活環境に配慮しつつ、設備設置促進について検討を行うこと。

各府省からの第2次回答

工場立地法における環境施設とは、「緑地に類する施設」かつ「工場又は事業場の周辺の生活環境の保持に寄与する施設」と定義されている。

蓄電池設備は太陽光発電設備と併設されている例もあるが、その技術的安全性や周辺環境への影響等については、各々個別に検討する必要がある。そうした中で蓄電池は消防法で規制の対象となっていることや、これまで民生用蓄電池をはじめとして発熱・発火事故等が起きている事実があり、安全性等の観点から周辺環境への影響は少なからずあるものと思料される。

(※9/7[提案団体からの見解]においても「周辺生活環境への影響が存すること」については認識されている。)

以上のことから、提案の蓄電池設備が具体的にどのようなものを十分に精査する必要があり、現時点においては同設備を環境施設と定義することはできないものとする。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

93

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。

具体的な支障事例

砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれているため、届出で足りることになっている。

本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。

当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20日程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可を得ることなく、届出で足りることとなれば、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。

根拠法令等

砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

福島県、茨城県、新潟市、静岡県、宮崎県

○変更認可申請にあたっては、事業者に対して県手数料条例に基づき1件につき17,000円の手数料が発生することからも、変更届で可能な軽微な変更について、省令で明確な基準を定めることが望ましい。

○本県も業務主任者の変更等の直接災害の発生に繋がる可能性がないものについても、変更認可を行っている現状である。そのため、事業者に対して、事務負担に加え、金銭的負担がかかっている状況である。

各府省からの第1次回答

ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

砂利採取法第20条第2項では省令で定める「軽微な変更」をしようとするときは、都道府県知事等に届け出なければならないこととされているが、現在、省令に「軽微な変更」について規定されていないことから、「軽微な変更」として取り扱うためには、省令改正等が必要と考えている。

そのため、どういった変更が「軽微な変更」に該当するのか検討いただくとともに、必要な省令改正等の措置についてもご検討いただきたい。併せて、具体的な検討スケジュールや検討手法についてもお示しいただきたい。

なお、採石法第33条の5第2項においても、「軽微な変更」の届出について、砂利採取法と同様の規定が置かれており、採石法施行規則第8条の16の2に「軽微な変更」について規定されていることから、この規定を参考に「砂利の採取計画等に関する規則」を改正し、同様の規定を設けるなどの対応を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

「軽微な変更」については、提案団体からの見解にある採石法の規定方法と同様の方法が良いかも含めて検討を行う必要があると考えている。また、具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するのかを検討するにあたり、必要がある場合には、認可権者のご意見も聞くなどして対応してまいりたい。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(4) 砂利採取法(昭43法74)

(ii) 認可ではなく届出により対応できる採取計画の軽微な変更(20条2項)については、認可権者等の意見を踏まえつつ、その具体的な該当範囲を検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:国土交通省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

94

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

砂利採取業務主任者の認定の規定の削除

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

砂利採取業務主任者の認定の規定について削除を求める。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

業務主任者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。

【制度改正の必要性】

業務主任者については、砂利採取に伴う災害防止のため、砂利採取法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務主任者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化することが望ましい。

なお、平成27年度関東経済産業局内砂利採取法担当者会議における意見交換の場で認定制度の事例があるかを確認したが、各都県とも事例はないとのことだった。

【支障事例】

認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る砂利採取法の改正により条項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。砂利採取業務主任者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務主任者資格については、試験による付与のみとすることで、災害発生の防止等のための資質を公平に判断することができるようになる。

また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。

根拠法令等

砂利採取法第6条第1項第5号口及び第15条第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島県、茨城県、新潟市、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

砂利採取法令では、砂利の採取を行おうとする者は、法第3条及び4条の規定により、事務所に置く砂利採取業務主任者の氏名を記載の上、都道府県知事による砂利採取業者の登録を受けなければならないと規定されている。

砂利採取業務主任者が不在となってから2週間を経過した後も不在の場合には、法第12条の規定により、都道府県知事はその砂利採取業者の登録を取り消し等を行うことができることが規定されている。

一方、都道府県知事が実施する砂利採取業務主任者試験については、現在、1年に1回の実施であることもあり、試験による判断の不十分さを補充するため、法第6条第1項第六号口の規定により、砂利採取業務主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者を砂利採取業務主任者として置くことを認めている。

このような状況において、例えば、仮に、砂利採取業務主任者が1名しかいない中小規模の砂利採取業者が、事故などにより、突然、砂利採取業務主任者が不在となった場合、中小規模の砂利採取業者は砂利採取業が出来なくなってしまうおそれがある。したがって、砂利採取業務主任者の認定制度は、中小規模の砂利採取業者にとって不可欠なものと考えている。

砂利採取業務主任者の認定制度を廃止することは、中小規模の砂利採取業者の砂利採取業からの排除につながり、産業振興の妨げとなることから、砂利採取業務主任者の認定の規定は引き続き必要であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

砂利採取法は災害防止等を目的として各種の規制を設けており、業務主任者には、事業者が経済性を追求するあまり、災害防止の観点から疎かにすることのないようチェックする機能が求められていると考えており、こうした資質を公平に判断するためにも、試験制度に一本化することが望ましい。

また、近年、本県及び周辺県において認定の実績はないことから、認定制度が現状に則しているとは言い難い。

さらに、砂利採取業者が適正かつ安定的に事業を継続する上でも、あらかじめ業務主任者を複数確保するなどの対応を促すことが本県の指導方針であり、産業振興との矛盾も生じていない。

仮に認定制度を存置するという方針であるならば、認定実績のない現状において、業務主任者の資質を評価し、認定の可否を判断できるよう、都道府県の自主性を確保した上で、参考となるようなガイドラインを提示するなどの対応を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

砂利採取業務主任者には砂利採取法における災害防止の観点から一定の能力が求められており、このため、各都道府県が統一の試験問題により資格を認定している。中小事業者の事業継続のために認定を行うとすると、知識と技術を十分有するか否かの判断を排除することとなる。

認定制度はあくまでも試験創設時の経過措置であり、中小事業者の事業継続リスクについては、中小企業者の従業員の資格取得についての支援を別途考えるべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

砂利採取業務主任者の認定の実施等については、昭和44年9月2日付け44化局第398号により通達しており、認定要領は、業務主任者が不存在の場合であって、都道府県知事が認定を行うことが真に必要であると認める場合において、一定の知識と実務経験を有している等の条件を満たす者を認定する旨を規定している。（この通達は、平成13年5月10日付け平成13-04-20地第2号により、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言へと位置付けが変更されている。）

都道府県において、都道府県の自主性を確保した上で、業務主任者の資質を評価し、認定の可否を判断する際には、この通達を参考にされたい。

なお、砂利採取業務主任者の認定制度は砂利採取法令に記載されている現在でも効力を有する制度であり、経過措置ではないことにご留意頂きたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

95

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

採石業務管理者の認定の規定の削除

提案団体

栃木県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

採石業務管理者の認定の規定について削除を求める。

具体的な支障事例

【制度改正の経緯】

業務管理者の認定制度については、試験制度創設時における経過措置として設けられたものと考えており、試験制度が一般化した現在も廃止されることなく、残されているものと認識している。

【制度改正の必要性】

業務管理者については、岩石採取に伴う災害防止のため、採石法により設置が義務付けられているものであり、その職責は決して小さくない。認定制度は、試験制度創設時の経過措置としての意味合いが大きく、現在は当該認定制度の活用実績がない状況であり、業務管理者資格の付与の公平性を考慮すれば、試験制度に一本化することが望ましい。

【支障事例】

認定申請にあたっては条例により手数料の徴収について規定しているが、第5次地方分権一括法に係る採石法の改正により条項ずれが発生し、昨年度、手数料条例の改正事務が発生した。採石業務管理者等の認定制度が存続する限り、将来も当該事務が発生することとなる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務管理者資格については、試験による付与のみとすることで、災害発生防止等のための資質を公平に判断することができるようになる。

また、認定制度が廃止されれば、法改正に伴う条例改正事務が、今後発生することはなくなる。

根拠法令等

採石法第32条の4第1項第5号ロ及び第32条の13第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、茨城県、静岡県、鳥取県、徳島県、宮崎県

—

各府省からの第1次回答

採石法令では、岩石の採取を行おうとする者は、法第32条の規定により、事務所に置く採石業務管理者の氏名を記載の上、都道府県知事による採石業者の登録を受けなければならないと規定されている。

採石業務管理者が不在となつてから2週間を経過した後も不在の場合には、法第32条の10の規定により、都道府県知事はその採石業者の登録を取り消し等を行うことができることが規定されている。

一方、都道府県知事が実施する採石業務管理者試験については、現在、1年に1回の実施であることもあり、試験による判断の不十分さを補充するため、法第32条第1項第六号ロの規定により、採石業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者を採石業務管理者として置くことを認めている。

このような状況において、例えば、仮に、採石業務管理者が1名しかいない中小規模の採石業者が、事故などにより、突然、採石業務管理者が不在となつた場合、中小規模の採石業者は岩石の採取業が出来なくなってしまうおそれがある。したがって、採石業務管理者の認定制度は、中小規模の採石業者にとって不可欠なものと考えている。

採石業務管理者の認定制度を廃止することは、中小規模の採石業者の採石業からの排除につながり、産業振興の妨げとなることから、採石業者の認定の規定は引き続き必要であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

採石法は災害防止等を目的として各種の規制を設けており、業務管理者には、事業者が経済性を追求するあまり、災害防止の観点を疎かにすることのないようチェックする機能が求められていると考えており、こうした資質を公平に判断するためにも、試験制度に一本化することが望ましい。

また、近年、本県及び周辺県において認定の実績はないことから、認定制度が現状に則しているとは言い難い。

さらに、採石業者が適正かつ安定的に事業を継続する上でも、あらかじめ業務管理者を複数確保するなどの対応を促すことが、本県の指導方針であり、産業振興との矛盾も生じていない。

仮に認定制度を存置するという方針であるならば、認定実績のない現状において、業務管理者の資質を評価し、認定の可否を判断できるよう、都道府県の自主性を確保した上で、参考となるようなガイドラインを提示するなどの対応を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

採石業務管理者には採石法における災害防止の観点から一定の能力が求められており、このため、各都道府県が統一の試験問題により資格を認定している。

中小事業者の事業継続のために認定を行うとすると、知識と技術を十分有するか否かの判断を排除することとなる。

認定制度はあくまでも試験創設時の経過措置であり、中小事業者の事業継続リスクについては、中小企業者の従業員の資格取得についての支援を別途考えるべきである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

採石業務管理者の認定の実施等については、昭和49年5月10日付け49資庁第12077号及び昭和49年7月15日付け49資庁第14854号により通達しており、認定基準は、業務管理者が不存在の場合であつて、都道府県知事が認定を行うことが真に必要であると認める場合において、一定の知識と実務経験を有している等の条件を満たす者を認定する旨を規定している。（これら通達は、平成13年5月10日付け平成13・04・20地第2号により、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的助言へと位置付けが変更されている。）

都道府県において、都道府県の自主性を確保した上で、業務管理者の資質を評価し、認定の可否を判断する際には、この通達を参考にされたい。

なお、採石業務管理者の認定制度は採石法令に記載されている現在でも効力を有する制度であり、経過措置ではないことにご留意いただきたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

—

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

重点事項通番:30

(8月3日第40回専門部会にて審議)

管理番号

141

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。

提案団体

滑川市

制度の所管・関係府省

経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では「砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずべきことを要請することができる」が、地下水源の汚染や涵養の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予見される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなどし、地域の実情を勘案・反映させるもの。

具体的な支障事例

当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早月川の豊富な清流や扇状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホタルイカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。

ところが近年、貴重な地下水源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所で、地下水が溢れだす被害も出ている。埋め戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も伴う。(県内231カ所中143カ所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深堀や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。)

砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情にあわせた適正な砂利採取が行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると原状復帰が大変困難であったり、不可能であったりする)の保全につなげる。

根拠法令等

砂利採取法第37条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

豊田市

—

各府省からの第1次回答

砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずべきことを要請することができることと定められている。

本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋め戻し等の悪影響についても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解され、現行法にて対応可能と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

経済産業省からの1次回答では、法第37条の「災害」を広義に解釈し、市町村長からの要請についても広く現行法で対応可能とのことであるが、

- ① 砂利採取法の目的は「災害」の防止であるにもかかわらず、その「災害」の定義が明文化されていない。
- ② 条文上、災害の定義等が明確でないため、水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響もこの法に定義する「災害」に該当すると認識されておらず、現実として、経済産業省が意図されるとおりに運用されていない。
- ③ 将来にわたる「災害が発生するおそれ」に対して法第37条の規定が適用されるか不明確である。（水質の汚濁、汚染土壌の埋め戻し等による環境への悪影響は、いつ顕在化するかわからないため）
- ④ 市町村長が法第37条の要請を行った場合、県等は、必要な調査・措置を講じなければならない。これは両者にとって相当の根拠を必要とされる。また、この結果、採取業者にとって不利益になる場合、争訟となる可能性もあり、条文上明確に示されなければ、これらに対応することは困難である。

上記①～④に加えて、過去からの砂利採取が、地域全体の一定割合を超えた場合にも、将来にわたり自然環境・生活環境等への悪影響が危惧されるため、このような場合も「災害」の定義に加えるべきと考える。また、砂利採取の規模や態様等により想定される災害等の影響は多大であることから、当該地域の市町村長の意見は必要不可欠である。このため、市町村長からの要請や意見聴取等、関与機会を幅広く認める文言に改正すべきであり、現行法での表現では不十分であると考え、災害等に関する具体の定義と市町村長の関与等について明文化いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

府省見解では「現行法で対応可能」としているが、一方で提案にあるような支障事例も現実には発生してしまっている。

よって、砂利採取行為に起因する道路施設損傷等のトラブルや地域住民の苦情等に対して、まずは採取許可権者が業者の指導等の対応をスピーディに責任を持って行うよう、関係省庁から許可権者に対して通達等での指導をお願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

経済産業省・国土交通省からの回答が「現行法にて対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 以下の点に鑑みると、砂利採取法第 37 条の「災害」の定義が第 19 条の認可の基準と同一であるという解釈について、法律上、明確に規定すべきではないか。
- ① 内閣法制局の担当者、砂利採取法担当部署の法令担当等、ごく狭い範囲の関係者の間においては、当該解釈は共通の理解になっていたとしても、それ以外の者にとっては、その者に一定の法律的な知識が備わっていた場合でも、そのような解釈を直ちに砂利採取法の法文から読み取ることは困難ではないか。
 - ② 砂利採取法の逐条解説においても、当該解釈は明示されておらず、逆に、「災害」の範囲が狭いと誤解を与える表現があるのではないか。
 - ③ 法制定後約 50 年にわたって当該解釈が対外的に明らかにされていないことから、今回の滑川市の事例のように、「災害」の定義が認可の基準と同一ではないという前提で第 37 条第 1 項の規定が運用されてきたのではないか。
 - ④ 第 37 条は、市町村の要請に対する調査義務等を都道府県知事等に課しており、その影響が砂利採取計画申請者の権利関係にも及ぶ可能性のある重要な規定であることから、要件をより明確に示す必要があるのではないか。

各府省からの第 2 次回答

「災害」の定義について、提案団体から不明確であるという指摘を踏まえ、現場での混乱を速やかに解消するために、砂利採取法の趣旨を徹底し、第 37 条第 1 項の「災害」に関する考え方について、速やかに関係市町村への周知も含め各都道府県あて通知することとしたい。

なお、法第 37 条第 1 項の「災害」の解釈は、法第 19 条の認可基準等から判断し「他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、または他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認められるもの」であり、砂利採取に伴う水質汚濁等の被害も含んだ概念であることについても、本省と内閣法制局との間で文書にて確認されているものであるため、法改正ではなく通知により対応したい。

また、将来にわたる災害が発生するおそれであっても、個別具体的な状況に鑑みて、そのおそれを市町村長が認めるときは、必要な措置を講ずべきことを要請することができるかと解される。他方で、過去からの砂利採取が地域全体の一定割合を超えることの一事をもって、本法における「災害」が直ちに生じるということとはできず、個別具体的な状況に応じて判断されるべきである。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(4) 砂利採取法(昭 43 法 74)

(i) 市町村長が砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときに実施できる都道府県知事等への要請(37 条 1 項)については、水質汚濁等の被害のおそれがある場合も実施可能であることを含め、当該要請が実施可能な場合の考え方を明確化するため、都道府県、指定都市等に平成 28 年中に通知する。

(関係府省:国土交通省)

[措置済み(平成 28 年 11 月 15 日付け経済産業省製造産業局素材産業課、国土交通省水管理・国土保全局水政課通知)]

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

133

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

農業・農地

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用

提案団体

山梨県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する、農村地域に導入する工業等の業種について、社会経済情勢や地域の実情に応じて弾力的に運用できるようにすること

具体的な支障事例

【提案の背景】

農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業)、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業に限定されている。

本県では、農工法に基づき、県が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社の企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。

【具体的支障事例】

地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。

本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

未利用の農工団地の活用だけではなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県

○本県においても、コールセンターなど、農工法で定める業種以外の企業からの立地希望が寄せられる事例があったが、当該規制により分譲を断念している。
進出可能な業種が増加することによって、長期的な未分譲用地の解消が進むとともに、多様な企業の進出による新たな雇用の創出が期待できる。

各府省からの第1次回答

農村地域工業等導入促進法(以下、「農工法」という。)に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地等における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられるところ、地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する速効性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。

なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙いとするものであることから、①常勤雇用等により農村地域における安定的な雇用を継続的に確保できる業種であること、②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。

いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みについては、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方創生の観点からは、即効性のある措置が必要であることから造成済みに対して措置されたことは理解できるが、事前に造成工事を済ませて工場等を誘致しようとする地域は、インターチェンジの近隣など交通の便が良く誘致しやすいところが多く、真に就業構造改善が必要な農村部においては、参入企業が見つかるまでは農業生産も行いながら、見つけ次第造成するところが多くある。

農工法は、農村地域への工業等の導入とともに、農村部での工業等への就業を促進することを目的としており、工業等の導入が進みにくい農村部における就業構造改善、更には、農業構造の改善を促進するためには、業種の拡大が必要と考えている。

また、貴省からの回答では「対象となる地域、産業等を明確にした上で、必要な施策を検討しているところ」とあるが、具体的な検討状況やスケジュール等をお示しいただいた上で、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じた弾力的な運用が可能となるよう検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農家世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時代(1971)からは劇的に変化しており、「②必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり誘致困難となっている。

一方で、必ずしも給与にこだわらず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コールセンターなど、前出②の条件にマッチするとともに、一定の雇用規模があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については農工法の既定により、誘致困難となっている。

世界農業センサス 2015によると、日本の農家戸数は、2010年比約18%減となっており、このうち、兼業農家の割合は2010年の72%から66%に縮小してはいるものの、依然、高い水準を維持している。

本提案は、以上のような状況を考慮しながら、農家世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の選択肢を提供できる環境を整備し、この法律の主要な目的である「農家世帯の安定的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

御提案のとおり、農工法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を農工団地に導入することができるようにするためには、同法を改正する必要がある(ただし、地域再生法の特例を活用する場合を除く)、本年秋を目途に、対象業種の在り方等の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。

なお、農工法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を阻むかのような「規制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の適用が地域の実情に適さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討されたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(5)農村地域工業等導入促進法(昭 46 法 112)

工業等(2条2項)の業種については、対象を拡大する方向で検討し、平成 28 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:厚生労働省、農林水産省及び国土交通省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

134

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県の H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時にも、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○同意手続きが廃止され、報告のみとなれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものと考えられる。

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。

なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次までである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を發出して

いる。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいらる所存。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(6)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

302

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に関して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。

具体的な支障事例

【現状】

半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への勧告が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。

【具体的な支障事例】

半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。

根拠法令等

半島振興法第3条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。(H27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりに時間がかかる。)

○半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(H27 計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要した。)

各府省からの第1次回答

貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会・確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したこと、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。

半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。

半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要し」たものとは考えていない。

なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間で回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付け))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興施策と同一の方向性となっている。

地方の自主性等を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。

なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等はその都度関係庁内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。

○貴県の見解のとおり、半島振興計画の作成に当たっては、国・道府県の双方の事務手続きの簡素化のために、国の半島振興施策と半島振興計画とが同一の方向性となるよう計画の作成作業の前に通知文を発出している。

○今般の半島振興計画の策定手続における国から貴県への指摘は、事実誤認や誤字の指摘等のみであり、方

向性はもとより地方の自主性等を妨げるものでもないと考えている。

○なお、当省としても地方の負担はできる限り減らすよう対処してきたところであるが、御提案の主旨を踏まえ、計画案の提出を一度にすることを原則とする等、次回の半島振興計画策定時においても、引き続き事務簡素化について検討してまいり所存。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(6)半島振興法(昭 60 法 63)

半島振興計画(3条)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

山口県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができることとされているが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、長崎県

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり時間に時間がかかる。)

○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めるとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(3) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

303

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

都道府県が離島振興計画を定めたときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができるが、実務上行われている離島振興計画案の事前提出による審査について、廃止する。

具体的な支障事例

【現状】

離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めた際にこれを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。

なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。

【具体的な支障事例】

離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。

根拠法令等

離島振興法第4条第10項、第11項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道

○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通じての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとりにかかる時間がかかる。)

○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25 計画策定時には、国協議に5か月を要している。)

各府省からの第1次回答

離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。

離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。

本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特段変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。

もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めるとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。

こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。

また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。

地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。

なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【北海道】

事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25 離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているもので

あり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。

○なお、事前提出に応じて頂けた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいりたい。

平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針(平成 28 年 12 月 20 日閣議決定)記載内容

6【経済産業省】

(3) 離島振興法(昭 28 法 72)

離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。

(関係府省:総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省)

平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 最終的な調整結果

管理番号

51

提案区分

A 権限移譲

提案分野

環境・衛生

提案事項(事項名)

フロン排出抑制対策に係る事務の都道府県知事から政令指定都市及び中核市の長への移譲

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

経済産業省、環境省

求める措置の具体的内容

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、平成27年4月1日に施行されたフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)について、環境関係の他の法令と同様に、政令指定都市及び中核市の長に、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限を移譲すること。

具体的な支障事例

岡山県では、フロン排出抑制法の施行前から、環境関係法令、例えば大気汚染防止法と水質汚濁防止法の規制対象施設を設置している事業所について、定期的な立入検査で双方の検査を行うようにしている。

フロン排出抑制法についても、今年度から本格的に立入検査を行う計画としているが、現在立入検査を行っているこれらの事業所には、第一種特定製品がほとんど設置されているものと考えられるため、各々の制度等との一体的かつ効果的な運用が期待される。

しかし、環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、ほとんどが政令指定都市や中核市の長まで移譲されているが、フロン排出抑制法は都道府県知事に留められているため、岡山市・倉敷市の区域内にある事業所に対しては、岡山県がフロン排出抑制法のみに係る立入検査等を別途実施しなければならないという、二重行政的な不合理が生じることはもとより、立入検査等を通じて、現場の状況等に精通し、フロン排出抑制法の対象設備・機器を比較的容易に把握することができるという政令指定都市・中核市の強みやノウハウを生かせないでいる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境関係法令の権限が政令指定都市・中核市へ移譲されており、それぞれの法令に基づいて、日常的に立入検査等が行われており、フロン排出抑制法についても権限を移譲し、一体的な検査等を可能とすることにより、県と市による二重行政的な弊害を防ぐことができるとともに、政令指定都市・中核市が立入検査等を通じて蓄積している強みやノウハウを生かし、比較的短時間に、効率的に処理することが可能となる。

根拠法令等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第17条、第18条、第91条、第92条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、福島県、埼玉県、兵庫県、広島県、徳島県、長崎県

○提案団体と同様の支障が生じており、特に、政令市を管轄する地方機関においては、政令市にほとんどの環境関連法の権限が移譲されているため、これらの法律と合わせた実効性のある立入検査等(管理者に係るものに限る)が行えていない。

また、政令市等内で実施される建築物等解体工事現場での廃棄等実施者への指導は、フロン排出抑制法の権限が政令市等に移譲されていないため、政令市等の職員が行うことができず、現状、県から政令市等にフロン排出抑制法の周知を依頼する程度にとどまっている。

○本県には、政令指定都市が1市、特例市が2市あり、これらの市に対して、ほとんどの環境関係法令の権限が移譲されており、立ち入り検査等が実施されている中で、フロン排出抑制法については権限が移譲されていない。

3市には立入検査等のノウハウが蓄積されており、フロン排出抑制法の立入検査を効率的に実施することも可能であると思われることから、本提案が実現されることにより、業務の効率化が期待される。

○本県では、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などほとんどの環境法令が県内の中核市へ移譲されている。

フロン排出抑制法では、第一種特定製品の管理者への立入検査が規定されているが、中核市の区域内にある事業所に対しては県がフロン排出抑制法のみにかかる立入検査を実施しなければならない状況である。

中核市の区域内にある事業所への立入検査の多くは中核市に権限が移譲されている他の環境法令の立入検査に併せて実施することが可能であり、立入権限を移譲することで管理者に対する効率的な指導が可能となる。

各府省からの第1次回答

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)については、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところであり、本件提案の権限を規定している現行の法律は、国会における審議を経て成立したものである。

機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。他方、充填回収業者の商圏を鑑みれば、充填回収業者の登録事務を政令市・中核市に委譲すると、充填回収業者の登録等における負担が増大する恐れがある。このように、適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限を規定している。

ただし、附則第11条において、法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされており、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等の関係者の意見も踏まえ、検討が行われるべきものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

○「機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、現在、都道府県が登録先となっている充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要」としているが、フロン排出抑制法で機器の管理者に対する新たな義務となった機器の点検については、機器の管理者の責務に委ねられるものであり、機器の管理者に対する立入検査等において充填回収業者に関する情報を併せ持つ必要性はない。

○また、フロン排出抑制法において機器の設置に係る届出制度が設けられていない現状では、大気汚染防止法や水質汚濁防止法のような環境関係法令に基づく立入検査等に併せてフロン排出抑制法に係る機器についても立入検査等を行うことが、政令市・中核市が蓄積している強みやノウハウを生かすことになり、的確な制度の運用上最も効果的である。

○さらに、政令市・中核市の区域において、市と都道府県の双方が個別に立入検査等を行うことは、二重行政的な弊害にもなっている。

○以上のことから、本件の提案事項については、早急に改善措置を講ずる必要があり、「フロン排出抑制法の施行後5年を経過した場合に必要な措置を講ずる」ような性質のものではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

関連する事務等の移譲についても整理するとともに、手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

広域的な調整の観点等から、慎重に検討されたい。

各府省からの第2次回答

機器の管理者に対する立入検査や係る指導等は、管理者自身による簡易点検時における履歴の確認とともに、定期点検時の充填回収業者が発行する充填・回収証明書の有無及び充填・回収量の履歴から、当該充填回収業者が、作業を行う区域を管轄する都道府県に登録された者であるか、都道府県への登録時や変更届出後の内容(充填・回収しようとするフロン類の種類等)に基づき作業が行なわれていたかなどの確認も必要であることから、登録された充填回収業者に関する情報を併せ持っていることが必要である。

このように、都道府県が管理者に対する立入検査や係る指導等を行うことは、管理者における機器点検等の実効性を高めるとともに、都道府県が監督する充填回収業者について、現場状況から法令遵守の確認や必要に応じた指導等を行う基点となることから、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことが効果的かつ効率的である。

適切に立入検査や係る指導等を行うとともに、政令市・中核市及び充填回収業者の負担を増大しない観点から、都道府県に本件提案の権限が規定されている。本件提案の権限を規定している現行の法律(新法)は、平成25年6月に改正され、平成27年4月に施行されたところ。新法の附則第11条において、「法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるもの」とされていることから、本件提案については、その際に、関係省庁、都道府県、市町村及び事業者等のあらゆる関係者の意見を踏まえ検討し合意形成がなされるべきものである。

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)記載内容

5【経済産業省】

(1)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平13法64)

第一種特定製品の管理者に対する指導等(17条、18条、91条及び92条)の適切な執行の在り方については、管理者及び充填回収業者に対する指導監督を同じ行政庁が一体的に行うことの効果や効率性に留意しつつ、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平25法39)附則11条に基づき、同法の施行後5年を経過した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:環境省)